

福岡県公報

平成18年 8 月 7 日
第 2 5 6 7 号

目 次

告 示 (第1500号—第1508号)

○都市計画区域の変更	(都市計画課)	……………	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	……………	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	……………	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	……………	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	……………	3
選挙管理委員会			
○政治団体の設立届	(地 方 課)	……………	3
○政治団体の届出事項の異動届	(地 方 課)	……………	5
○政治団体の解散届	(地 方 課)	……………	7
○資金管理団体の指定届	(地 方 課)	……………	7
○資金管理団体の届出事項の異動届	(地 方 課)	……………	8
○資金管理団体の指定取消届	(地 方 課)	……………	8
公安委員会			
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	……………	9
○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	……………	12

○福岡北九州高速道路債券の定期償還のための抽せんの結果

(高速道路対策室) ……………13

正 誤

○目次 (平成十八年七月二十六日福岡県公報第二千五百六十二号増刊

①) 中正誤……………14

告 示

福岡県告示第1500号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 5 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により公告する。

平成18年 8 月 7 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称
新宮都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
糟屋郡新宮町大字湊字船付424-2、436-2、436-3、436-4及び437-2の全部並びに糟屋郡新宮町の地先公有水面 (ただし、相島を除く。)

福岡県告示第1501号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

平成18年 8 月 7 日

福岡県知事 麻 生 渡

新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

平成18年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

新宮都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

平成18年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

新宮都市計画道路を変更（新宮都市計画道路3・3・2号湊・三代線、3・4・3号上府・下府線、3・4・5号上浜・馬場線、3・3・6号三代・的野線及び3・3・7号久山・新宮線の変更）

福岡県告示第1504号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月23日農林水産省告示第1466号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次に掲げる告示で定めるところとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1505号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1606号

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次に掲げる告示で定めるところとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1506号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県管合河東部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年8月7日から平成18年9月4日まで	豊前市役所
県管合河東部地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成18年8月7日から平成18年9月4日まで	豊前市役所

福岡県告示第1507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
田川 一般国道		322号	前	田川市大字猪国1742番1先から同市大字猪国1981番6先まで	8.0 ～ 22.0	244.0
			後	同上	9.2 ～ 23.8	245.0
田川 県道		八女線	前	田川郡添田町大字落合851番2先から同郡同町大字落合914番3先まで	6.6 ～ 16.0	177.0
			後	同上	6.6 ～ 23.0	177.0
田川 県道		田川線	前	田川郡川崎町大字田原459番2先から同郡同町大字田原581番2先まで	5.2 ～ 10.0	336.7

桑野	後	前	後	同上	9.8 ～ 17.1	326.3
田川 県道 桑川線	後	同上	田川郡川崎町大字田原574番4先まで	田川郡川崎町大字田原574番9先まで	16.0 ～ 41.0	42.0
	後	同上	同上	同上	16.0 ～ 41.0	42.0

福岡県告示第1508号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯塚市桑曲字牧ノ内216の14・216の15（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年6月1日～6月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市八幡東区 第三支部	梶野皓生	坂田富晴	北九州市八幡東区中央2丁目9-23	平成18年6月7日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いもり利康を育てる会	飯盛利康	飯盛利康	福岡市南区長住4丁目2-30	平成18年6月14日
池田つもる後援会	氷室勉	下川典	八女市大字長野432-1	平成18年6月19日
石井みどり福岡県後援会	永田正典	清水一郎	福岡市中央区大名1丁目12-43福岡県歯科医師会館内	平成18年6月22日
いとやま秀水後援会	伊東山秀水	伊東山裕子	前原市大字曾根535-8	平成18年6月16日
今林ひであき後援会	今林秀明	永吉昭	福岡市東区三苦5丁目2-4 フロンティアII 202号	平成18年6月2日
今林ひであき市政相談所	今林秀明	永吉昭	福岡市東区三苦5丁目2-4 フロンティアII 202号	平成18年6月2日
江島信幸後援会	江島信幸	江島浜子	久留米市城島町浮島785-2	平成18年6月29日
久保秀隆後援会	久保秀隆	日下部和子	福岡市城南区茶山6丁目17-2-203	平成18年6月19日
小島忠義後援会	小島忠義	小島周三	前原市浦志2丁目5-20	平成18年6月21日
近藤末治後援会	近藤正一	近藤寿美子	柳川市東蒲池1451-1	平成18年6月1日
たはら耕一後援会	中原孫和	三苦六造	前原市大字井原1288	平成18年6月21日
段本幸男後援会	野瀬清	立澤嘉宏	福岡市博多区千代4丁目29-8	平成18年6月6日
那須和也後援会	加口正継	竹井武夫	直方市大字上新入3342-5	平成18年6月7日

平井 一三 後援会	平井 一三	平井 一三	筑紫野市針摺中央2丁目2-10	平成18年6月22日
広瀬 早美 後援会	広瀬 早苗	広瀬 正子	鞍手郡小竹町大字新多1381	平成18年6月7日
ふくなが 隆盛 後援会	福永 隆盛	福永 成美	大牟田市中町2丁目7-7	平成18年6月1日
松隈 一博 後援会	金子 雄二	松隈 圭美	福岡市中央区天神2丁目3-10天神パイクソークレスト316	平成18年6月15日
宮野 一男 後援会	平川 武夫	金子 春義	鞍手郡小竹町大字御徳1234-2	平成18年6月14日
吉野 しんいち 後援会	吉野 慎一	吉野 ふさ子	鞍手郡小竹町大字御徳586-1	平成18年6月5日
渡辺 和幸 後援会	桂田 幸夫	松尾 春美	直方市大字頓野2202-3	平成18年6月7日

(20団体)

福岡県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定に基づき、次の政治団体から
 届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す
 受付期間 平成18年6月1日～6月30日
 (政党の支部)

る。
 平成18年8月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡縣港運支部	会計責任者	杉田 悟	岡崎 宏	平成18年6月26日	平成18年6月26日
自由民主党福岡県宅建支部	会計責任者	末吉 孝美	北里 厚	平成18年6月20日	平成18年6月20日
自由民主党福岡県土地改良支部	会計責任者	立澤 嘉宏	徳永 学	平成18年6月1日	平成18年6月6日
自由民主党福岡県理容支部	代表	藤木 優	彌守 彦	平成18年5月22日	平成18年6月7日
	会計責任者	山下 邦義	藤木 優	平成18年6月2日	

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
池田つもる後援会	代表者	氷室勉	下川美弘	平成18年6月19日	平成18年6月19日
内田壮平後援会(大和会)	主たる事務所の所在地	福岡市中央区小笹3丁目5-6小笹ビル1階	福岡市中央区小笹3丁目6-21	平成18年4月1日	平成18年6月1日
浦山公明後援会	主たる事務所の所在地	京都府みやこ町勝山黒田1658-8	京都府勝山町大字黒田字小長田1658-8	平成18年3月20日	平成18年6月29日
大楠英志後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町大字萩尾180-4	糟屋郡篠栗町大字篠栗3652	平成18年6月29日	平成18年6月29日
梶原ふじよしを励ます会	主たる事務所の所在地	嘉麻市小野谷1350	嘉穂郡嘉穂町大字小野谷1350	平成18年3月27日	平成18年6月27日
こじま眞治後援会	会計責任者	高松富美子	林田三代子	平成18年2月26日	平成18年6月8日
篠栗町を愛する会	主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町大字田中90-1	糟屋郡篠栗町大字尾仲697-1	平成18年6月1日	平成18年6月1日
政経対話会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区小笹3丁目5-6小笹ビル1階	福岡市中央区小笹3丁目6-21	平成18年4月1日	平成18年6月1日
西田陽子と市政を考える会	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町吉木東2-14-1	遠賀郡岡垣町大字吉木365-5	平成18年6月1日	平成18年6月1日
日本神道塾赤心館	会計責任者	立石新一	手嶋由紀夫	平成18年6月29日	平成18年6月29日
直方鞍手医師連盟	代表者	中村功	川波壽	平成18年4月1日	平成18年6月5日
樋口幸雄後援会	主たる事務所の所在地	福津市中央3丁目8-15	宗像郡福岡町中央3丁目8番15号	平成18年1月24日	平成18年6月1日
福岡県商工政治連盟	会計責任者	小林征邦	熊野修治	平成18年5月30日	平成18年6月1日
福岡県商工政治連盟大刀洗町支部	会計責任者	高松耕作	田中一邦	平成18年6月1日	平成18年6月2日
福岡県土地改良政治連盟	会計責任者	立澤嘉宏	徳永学	平成18年6月1日	平成18年6月6日
福岡県農政連福岡大城支部	代表者	田中嘉徳	今山昭信	平成18年6月15日	平成18年6月29日
	会計責任者	北原喜利	岡中嘉徳		

福岡県不動産政治連盟	会計責任者	草野孝行	山本瑛	平成18年6月20日	平成18年6月20日
福岡県木材産業政治連盟	会計責任者	山口幸弘	菅箕毅	平成18年5月30日	平成18年6月1日
	代表者	藤木優彌	永守彦彦	平成18年5月22日	平成18年6月7日
福岡県理政会	会計責任者	山下邦義	藤木康	平成18年6月2日	
藤本顕憲君を支援する南山会	団体名称	藤本顕憲君を支援する南山会	南山会	平成18年6月7日	平成18年6月7日
	代表者	高山博光	水城四郎	平成18年5月10日	平成18年6月9日
平成一成会	代表者	岸上幸治	高田山博		

(21団体)

福岡県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年6月1日～6月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
江頭貞元後援会	平成18年6月13日	平成18年6月13日
新谷貞澄後援会	平成18年6月20日	平成18年6月22日
貞元会	平成18年6月13日	平成18年6月13日
豊原卓後援会	平成18年3月25日	平成18年6月22日
八尋源治後援会	平成18年5月31日	平成18年6月2日

山下美丸後援会	平成18年6月25日	平成18年6月29日
(平成13年法17条2項適用団体) 江島信幸後援会	平成18年6月28日	平成18年6月29日
(平成16年法17条2項適用団体) 池田つもる後援会	平成18年6月19日	平成18年6月19日
(平成18年法17条2項適用団体) 深田芳美後援会	平成18年6月14日	平成18年6月14日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年6月1日～6月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
飯盛利康	福岡市議会議員	いいもり利康を育てる会	福岡市南区長住4丁目2-30	飯盛利康	平成18年6月14日	平成18年6月14日
今林秀明	福岡市議会議員	今林ひであき後援会	福岡市東区三苫5丁目2-4フロンティアII202号	今林秀明	平成18年6月2日	平成18年6月2日
久保秀隆	福岡市議会議員	久保秀隆後援会	福岡市城南区茶山6丁目17-2-203	久保秀隆	平成18年6月19日	平成18年6月19日
平井一三	筑紫野市議会議員	平井一三後援会	筑紫野市針摺中央2丁目2-10	平井一三	平成18年6月20日	平成18年6月22日
福永隆盛	大牟田市議会議員	ふくなが隆盛後援会	大牟田市中町2丁目7-7	福永隆盛	平成18年6月1日	平成18年6月1日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第84号

平成18年8月7日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年6月1日～6月30日

資金管理団体の届出事項の異動届を出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
内田壮平	福岡市議会議員	政経対話会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区小笹3丁目5-6小笹ビル1階	福岡市中央区小笹3丁目6-21	平成18年4月1日	平成18年6月1日
			公職の種類	福岡市議会議員	福岡県議会議員	平成18年4月19日	平成18年6月1日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指

平成18年8月7日

定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年6月1日～6月30日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
江頭 貞元	飯塚市長	貞元	江頭 貞元	平成18年6月13日	平成18年6月13日
山下 美丸	水巻町議会議員	山下 美丸	山下 美丸	平成18年6月25日	平成18年6月29日

(2 団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第204号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成18年8月7日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

ア 雑踏警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年11月10日（金）	午前9時から、 おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

イ 空港保安警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年11月21日（火）	午前9時から、 おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

ウ 空港保安警備業務（1級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年11月22日（水）	午前9時から、 おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

エ 貴重品運搬警備業務（1級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年11月23日（木）	午前9時から、 おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

各検定とも30名

3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、筆記試験（5枝択一式20問）及び実技試験により行う。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務（2級）

ア 学科試験

<p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 空港保安警備業務（2級）</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。</p> <p>(カ) 空港に関すること。</p> <p>(ク) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>(イ) 手荷物等検査に関すること。</p> <p>(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(3) 空港保安警備業務（1級）</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 乗客等の接遇に関すること。</p>	<p>(ロ) 手荷物等検査に関すること。</p> <p>(ハ) 空港に関すること。</p> <p>(ニ) 空港保安警備業務の管理に関すること。</p> <p>(ホ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>(イ) 手荷物等検査に関すること。</p> <p>(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。</p> <p>(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(4) 貴重品運搬警備業務（1級）</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定申請受付期間及び申請方法等</p> <p>(1) 申請受付期間</p>
--	---

ア 雑踏警備業務（2級）

平成18年8月9日（水）から平成18年10月27日（金）までの福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

イ 空港保安警備業務（2級）

平成18年8月9日（水）から平成18年11月7日（火）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ウ 空港保安警備業務（1級）

平成18年8月9日（水）から平成18年11月7日（火）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

エ 貴重品運搬警備業務（1級）

平成18年8月9日（水）から平成18年11月7日（火）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受け付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

○ 検定申請書（検定等規則別記様式第1号） 1通

○ 住居地を疎明する書面

○ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

○ 各検定種別の1級検定受検申請者については、検定等規則第8条第2号の規定に基づき都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

○ 検定申請書（検定等規則別記様式第1号） 1通

○ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

○ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名

及び撮影年月日を記入したもの）2葉

○ 各検定種別の1級検定受検申請者については、検定等規則第8条第2号の規定に基づき都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住居地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料

ア 雑踏警備業務

13,000円

イ 貴重品運搬警備業務及び空港保安警備業務

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 受検当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、午前9時から午後5時（県の休日を除く。）まで、

最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課もしくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第205号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成18年 8 月 7 日

福岡県公安委員会

1 検定審査の実施日、時間及び場所

(1) 平成18年度第9回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場 所
平成18年 9 月 22 日（金）	午前10時からおおむね午後 3 時まで	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 平成18年度第10回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場 所
平成18年10月20日（金）	午前10時からおおむね午後 3 時まで	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 定員

各30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であ

って、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- 福岡県内に住所を有すること。
- 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
- 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する

- 旧検定に合格した警備員であって、検定等規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- 旧検定に合格した者であって、検定等規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

に該当するものを除く。

5 検定審査の方法

審査は、筆記試験（5 枚択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

6 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 審査申請手続及び受付期間

以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

8 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 審査申請手続及び受付期間

(1) 申請受付期間

平成18年度第9回検定合格者審査

平成18年 8 月 8 日（火）から平成18年 9 月 8 日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時までの間

10 申請受付期間

平成18年度第10回検定合格者審査

平成18年 8 月 8 日（火）から平成18年10月 6 日（金）までの県の休日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時までの間

ただし、受付期間中であっても、審査申請者が定員の30名に達したときは受けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書 (検定等規則別記様式を使用) 1通
- 住居地を疎明する書面
- 写真 (申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉
- 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書 (検定等規則別記様式を使用) 1通
- 当該営業所に所属することを疎明する書面
- 写真 (申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉
- 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- 審査申請書 (検定等規則別記様式を使用) 1通
- 写真 (申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉
- 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター (受付専用電話093 (81) 2627) に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地 (審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。

) を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別 (縦) とともに、4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。
また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

- (1) 検定審査当日、筆記用具、旧検定証及び動きやすい服装を必ず持参 (各受検者への貸与ロッカーあり。) すること。
- (2) 検定審査に関する問い合わせは、午前9時から午後5時 (県の休日を除く。) まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター (電話093 (381) 2627) に対して行うこと。
- (3) 審査申請書 (検定等規則別記様式) については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。



福岡北九州高速道路公社公告第5号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条第1項の規定により公告します。
平成18年8月7日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額 (千円)
----	------	------	------	----------

目 録

第96回福岡北九州 高速道路債券	100万円	17,452 18,867	17,825 19,533	平成18年 8月28日	1,041,000
---------------------	-------	------------------	------------------	-------------	-----------

18 ・ 7 ・ 26	発行年月日	
2562 増刊①	公報番号	
目次	種類	
	同上番号	
1	ページ	
○	上	欄
	下	
5	行	
	備考	
○農業振興地域の区○域○の○変○更○		
正		
○農業振興地域の指○定○の○一○部○改○正○		
誤		

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)